（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［略］

二　法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三・四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外）

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

一　［同上］

二　法第二十八条の二第一項の規定により第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第二項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合　前条第二号

［三・四　同上］

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日（以下「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）及び新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

一　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

二　外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等及び新法第二十八条に規定する特定取得について適用する。